相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市柳沢四二番地一三九、最後の住所神奈川県横浜市金沢区能見台四丁目四番地二一いこいの街Ｂ棟七〇五号

被相続人　亡　鈴木　寿雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県横浜市中区相生町一―三モアグランド関内ビル五階

相続財産清算人　弁護士　若井　公志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区古市場一丁目三八番地、最後の住所川崎市麻生区白山五丁目一番二―一一〇七号　被相続人　亡　波多野美明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県横浜市中区本町三丁目三〇番七号タイムクロス横浜九階　弁護士法人港国際法律事務所

相続財産清算人　弁護士　岡村　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県南足柄市生駒一二一番地六、最後の住所神奈川県南足柄市生駒一二一番地六

被相続人　亡　村上　直子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県小田原市本町二丁目二番一六号陽輪台小田原二階二〇九号室三川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　三川真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県裾野市千福三〇二番地、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町土肥五丁目一二番地の一〇　被相続人　亡　亀井　美佐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県小田原市城山一丁目六番三三号三宅ビル二階　小田原西口法律事務所

相続財産清算人　弁護士　横尾　武弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県北秋田市綴子字田町八六番地、最後の住所神奈川県座間市入谷東四丁目五三番一八号入りハイム二〇二号

被相続人　亡　大川　拓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県相模原市中央区矢部四丁目一七番地八相模中央マンション二階　弁護士法人多湖総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　八幡　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区東門前一丁目一七番、最後の住所川崎市川崎区東門前一丁目一七番七号　被相続人　亡　鈴木　滉太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目一〇番二号ソシオ砂子ビル七階川崎合同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　前田ちひろ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区西神田三丁目一〇番、最後の住所横浜市南区前里町三丁目五五番地五栄和ハウス二〇二号室

被相続人　亡　関根美津美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県鎌倉市大船一―二六―二九大船センタープレイス三階

相続財産清算人　弁護士　関本　和臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市本鵠沼二丁目一八番、最後の住所横浜市戸塚区戸塚町四四一一番地九ライオンズマンション戸塚町第二―一〇三号

被相続人　亡　山崎　厚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県鎌倉市大船一―二六―二九大船センタープレイス三階

相続財産清算人　弁護士　関本　和臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市保土ケ谷区宮田町一丁目六番地七、最後の住所横浜市旭区中希望が丘八番地五〇　被相続人　亡　高橋　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

神奈川県鎌倉市大船一―二六―二九大船センタープレイス三階

相続財産清算人　弁護士　関本　和臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区長崎二丁目二二番、最後の住所石川県白山市源兵島町一〇四八番地四信開トピア石川二〇三号室

被相続人　亡　西山　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

石川県金沢市新神田四丁目八番五号　村上コーポ一Ｆ　金沢新神田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　村上　久幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区万世町一丁目三〇番地、最後の住所静岡市清水区村松六八一番地の八　被相続人　亡　金田　秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

静岡市葵区伝馬町一六―一ＴＭＣビル四階古畑法律事務所

相続財産清算人　弁護士　古畑　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡蟹江町旭一丁目二六番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　増田　昭義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

愛知県弥富市鯏浦町南前新田二五番地一Ｎビル四階　弥富総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　伊藤　弘泰

第28期決算公告

令和８年４月20日

岐阜県可児市東帷子1023番地６

株式会社ＤＡＩＥＮ

代表取締役　若宮　禧雄

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	125,517
	固定資産	33,866
	合計	159,383
負債及び純資産の部	流動負債	8,606
	固定負債	1,403
	株主資本	149,374
	資本金	20,000
	利益剰余金	129,374
	その他利益剰余金	129,374
	（うち当期純利益）	(10,424)
	合計	159,383